

ご利用の流れ

1 | 相談

まずは、**区役所の
高齢者・障害者相談
コーナー**または
ケアマネジャーに
ご相談ください。



各区役所へのお問い合わせ先

- 門司区……………TEL (093) 321-4800
- 小倉北区……………TEL (093) 582-3430
- 小倉南区……………TEL (093) 952-4800
- 若松区……………TEL (093) 751-4800
- 八幡東区……………TEL (093) 671-4800
- 八幡西区……………TEL (093) 645-4800
- 戸畑区……………TEL (093) 881-4800

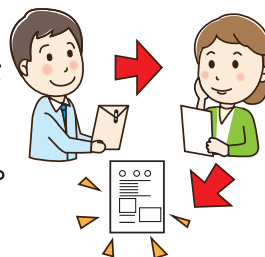
2 | 訪問診断

ケアマネジャー、建築士、
施工業者、理学療法士・
作業療法士の立会いのもと、
改造箇所を決定します。



3 | 見積審査

訪問診断での診断票に基づいて
施工業者が見積書を作成し、
審査機関である、
すこやか住宅推進協議会が
**見積もりの内容が適正で
あるかどうかを審査**します。



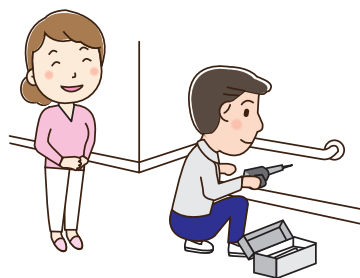
4 | 助成申請 → 審査 → 交付決定

改造助成申請書類を
高齢者・障害者相談
コーナーにご提出いただき、
区役所での審査の上、
交付決定となります。



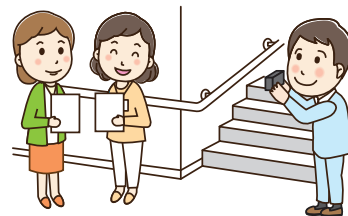
5 | 施工

いよいよ、
工事を開始
します。



6 | 完了確認

工事後は、施工業者・審査機関(すこやか
住宅推進協議会)・ケアマネジャーの
立会いのもと、見積もりに沿った内容で
工事が行われたか
現地で**完了確認**を
行います



7 | 費用支払い

施工業者の方へ、**工事費用の
自己負担分のみ**をお支払い
いただきます。

※完了確認の半年後、施工
業者がご自宅に**点検**に伺
います。

